

株主各位

千葉県千葉市稲毛区緑町一丁目15番地16
株式会社 Z O Z O
代表取締役社長兼CEO 澤田宏太郎

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止および株主総会の安全の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等により、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使（郵送の場合は同日時間までに到着が必要です）くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京ベイ幕張ホール2階
千葉県美浜区ひび野二丁目3番地
アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

※当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※以下の書類につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.zozo.com/ir-info/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①株主資本等変動計算書
- ②計算書類の個別注記表
- ③連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.zozo.com/ir-info/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防に関する対応について

※必要最小限の運営にするため、昨年に引き続き株主の皆様へのお土産は中止します。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※受付前において株主様の体温チェックをいたします。運営スタッフが体調不良と判断した株主様にはお声掛けのうえ、ご入場をお断りすることがございます。

※ご来場予定の株主様は、必ずマスクをご持参くださいますようお願い申し上げます。また、会場内では必ずマスクをご着用ください。

※株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

※当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性がございます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.zozo.com/ir-info/>) に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認ください。

※株主様の座席の間隔を十分に空けるため、例年に比べて座席数が大幅に減少しております。満席となった場合はご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

※株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳細につきましては、別紙をご参照ください。

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午後1時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、議案に対する賛否をご入力下さい。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時まで

詳細は次ページをご参照ください。

※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

代理人による議決権の行使に関する事項

当日ご出席されない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、本株主総会に係る委任状ならびに株主様ご本人および代理人株主様各々の議決権行使書用紙のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

議決権の不統一行使の通知方法

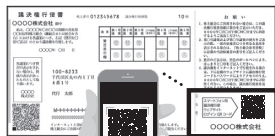
議決権を統一しないで行使する株主様（他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由をご通知下さい。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

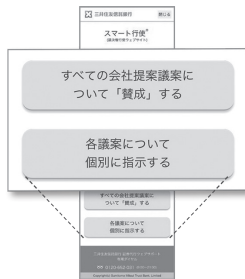
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

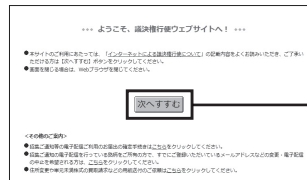
 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

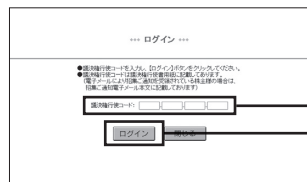


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第24期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円

総額10,792,937,448円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(1) 定款第2条(目的)に関しまして、事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、一部内容を削除し、事業目的各号記載の順序の整理、変更を行うものであります。

(2) 定款第11条(株主総会の招集)に関しまして、2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、変更を行うものであります。

(3) 定款第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)に関しまして、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. 次の製品の企画、制作、販売、製造、製作及び輸出入、並びにライセンス</p> <p>(1) 衣料、スポーツ用品、医療用品及び雑貨</p> <p>(2) CD、DVD、ビデオ等の映像、音声ソフト</p> <p>(3) キャラクター商品</p> <p>(4) 電子機器及び計測機器</p> <p>2. インターネット・デジタル放送等による通信販売業務</p> <p>3. インターネット上におけるショッピングモールの開設および運営ならびに運営の受託業務</p> <p>4. インターネット上のオークションの開設</p> <p>5. インターネットを媒体としたコンテンツ配信</p> <p>6. インターネットのホームページの制作・運営・保守・管理及びコンサルティング</p> <p>7. インターネット等のネットワークを利用した商品の在庫管理・顧客管理・受注管理システム等の設計、開発、運用およびこれらのコンサルティング業務並びにシステムの賃貸業</p> <p>8. 各種情報、データの収集、分析、解析、制作及び販売</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. <u>ファッション及びファッションテックに関する事業</u></p> <p>2. <u>インターネット等を利用した電子商取引事業</u></p> <p>3. <u>情報処理、情報通信、技術開発に関する事業</u></p> <p>4. <u>各種施設及び設備の運営に関する事業</u></p> <p>5. <u>イベント、スポーツに関する事業</u></p> <p>6. <u>出版に関する事業</u></p> <p>7. <u>広告業務及びマーケティングに関する業務</u></p> <p>8. <u>ウェブサイトの構築、保守及び運営に関する事業</u></p> <p>9. <u>貨物利用運送事業</u></p> <p>10. <u>倉庫業</u></p> <p>11. <u>古物営業法による古物商</u></p> <p>12. <u>化粧品、医薬品、医療機器及び医薬部外品の製造、販売</u></p> <p>13. <u>酒類、食料品及び飲料品の販売</u></p> <p>14. <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣業</u></p> <p>15. <u>クレジットカードに関する業務及び前払式証票（ギフトカードおよび商品券等）の発行およびその販売</u></p> <p>16. <u>金融業</u></p> <p>17. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>9. <u>各種店舗・オフィス・住居等の内装・外装・設備の企画、設計、施工、監理</u></p> <p>10. <u>飲食店、売店、宿泊施設、駐車場並びにスポーツ施設、リクリエーション施設、文化施設の経営及び管理</u></p> <p>11. <u>インテリアコーディネイト業</u></p> <p>12. <u>古物の売買及び委託販売</u></p> <p>13. <u>商品の保管・管理・発送・配送業務の受託</u></p> <p>14. <u>広告業</u></p> <p>15. <u>セールスプロモーションの企画・立案</u></p> <p>16. <u>店舗の設計コンサルタント業</u></p> <p>17. <u>経営コンサルタント業務</u></p> <p>18. <u>クレジットカード業</u></p> <p>19. <u>金融業</u></p> <p>20. <u>イベントの企画・制作</u></p> <p>21. <u>芸能タレント及びスポーツ選手の育成、マネージメント、肖像権管理及びプロモート業務</u></p> <p>22. <u>外国芸能タレント・外国スポーツ選手の招聘</u></p> <p>23. <u>スポーツその他の文化事業等の興行</u></p> <p>24. <u>出版業</u></p> <p>25. <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集) 第11条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略) (新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、議決権の基準日までに電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>変更前定款第17条の規定の削除および変更後定款第17条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

以 上

(添付書類)

第 24 期 事 業 報 告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

[表1] 前年同期比

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比
商品取扱高	419,438 (102.9%)	508,876 (110.1%)	21.3%
商品取扱高 (その他商品取扱高除く)	407,774 (100.0%)	462,175 (100.0%)	13.3%
売上高	147,402 (36.1%)	166,199 (36.0%)	12.8%
差引売上総利益	140,033 (34.3%)	156,172 (33.8%)	11.5%
営業利益	44,144 (10.8%)	49,656 (10.7%)	12.5%
経常利益	44,386 (10.9%)	49,655 (10.7%)	11.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	30,932 (7.6%)	34,492 (7.5%)	11.5%

() 内は商品取扱高に対する割合です。

当社グループは、「世界中をカッコよく、世界中に笑顔を。」という企業理念のもと、日本最大級のファッションECサイト「ZOZOTOWN」、及びファッションメディア「WEAR」の運営を中心に事業活動を行っております。

当連結会計年度においては、昨年度に引き続き期初より新型コロナウイルス感染拡大が継続し、アパレル業界にとって厳しい市況となりました。この状況下で当社グループは、ZOZOTOWNにおいてはユニークユーザー数拡大及びコンバージョンレート（ユニークユーザーの購買率）向上を目指し、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに一層注力してまいりました。具体的には、2021年5月・9月・11月にセールイベント「ZOZOWEEK」の実施（2021年5月14日～23日の10日間、同年9月15日～20日及び23日～26日の10日間、同年11月5日～14日及び17日～23日の17日間）ならびに夏・冬の本セール開始期間にはTVCMを放送し集客を強化する等、ZOZOTOWNにおける販売力の最大化に取り組みました。加えて、引き続き多様化するユーザーニーズに対応できるよう積極的に幅広いジャンルの新規ブランドの出店も進めてまいりました。

また、カテゴリー強化の取り組みとしては、「ZOZOMAT」を用いてZOZOTOWNでの靴カテゴリーの商品取扱高

拡大を進めております。現在までにZOZOTOWNで販売している靴のうち、ZOZOMAT対応型数は4,581型超まで拡大しており、靴カテゴリーは順調に売上を伸ばしております。加えて、前連結会計年度の2021年3月18日のZOZOTOWNのリニューアルに際して、コスメカテゴリー強化を図る「ZOZOCOSME」及び国内外のラグジュアリーブランドを取り揃えた「ZOZOVILLA」を開始しております。ZOZOCOSMEは2022年3月時点において国内外の600以上のコスメブランドを取り扱い、女性アクティブ会員比率が7割を占め、コスメとの親和性の高いユーザーを既に抱えているZOZOTOWNにおいて、商品取扱高拡大を目指しています。また、高精度で肌の色を計測できるツール「ZOZOGLASS」を用いて、計測した肌の色に最も近いファンデーションならびにコンシーラーの色を提案する購入アシスト機能を実装しており、ユーザーに新しい購入体験を提供しております。ZOZOVILLAは国内外の120以上のラグジュアリーブランドを集めたZOZOTOWN内のラグジュアリー&デザイナーズゾーンで、創業以来ファッションと共に成長してきた当社が、改めて「服好き」の方へファッションを楽しむ場を提供し続けたいという想いを込め開始いたしました。ZOZOTOWNのブランドイメージ向上に期待しております。

PayPayモールについては、前連結会計年度下期に実施された大型施策「超PayPay祭」等で獲得した顧客の定着や、モールを運営するヤフー(株)による積極的な販促費用投下が当連結会計年度も続き、順調に売上を伸ばしております。当連結会計年度における具体的な販促活動として「夏のPayPay祭」(2021年7月1日～25日の25日間)ならびに「超PayPay祭」(2021年10月18日～11月28日の42日間、2022年2月1日～3月28日の56日間)を実施しております。BtoB事業については、コロナ禍の影響の中、ブランド各社が自社ECの活用の積極化が続いている状況です。

これらの結果、当連結会計年度における商品取扱高は508,876百万円(前年同期比21.3%増)、その他商品取扱高を除いた商品取扱高は462,175百万円(同13.3%増)となりました。売上高は166,199百万円(同12.8%増)、差引売上総利益は156,172百万円(同11.5%増)となりました。差引売上総利益の商品取扱高(その他商品取扱高除く)に対する割合(粗利率)は33.8%となり、前年同期と比較して0.5ポイント低下いたしました。

売上高については、買取・製造販売とUSED販売、広告事業の成長が主な要因となり前年同期比で商品取扱高(その他商品取扱高除く)の成長率を上回る伸び率となりました。なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。詳細につきましては、連結計算書類 連結注記表 会計方針の変更に関する注記をご参照ください。

粗利率低下の主な要因は、広告事業の成長及びUSED販売の原価率低減による粗利率の改善があったものの、収益認識会計基準等の適用に伴う粗利率の押し下げ影響が上回った為になります。

販売費及び一般管理費は106,516百万円(前年同期比11.1%増)、商品取扱高(その他商品取扱高除く)に

対する割合は23.0%と前年同期と比較して0.5ポイント低下しており、主な増減要因としては以下のとおりです。なお、以下の対商品取扱高比は、各販管費項目を商品取扱高（その他商品取扱高除く）で除した結果となります。

・上昇（悪化）要因

- ① TVCM・WEB広告等、積極的に集客施策を実施したこと、「ZOZOGLASS」の無料配布により広告宣伝費（対商品取扱高）が0.6ポイント上昇。

・低下（改善）要因

- ① 収益認識会計基準等の適用に伴う会計処理の変更（前年同期は販管費で計上していたポイント関連費を売上高科目内にて減額処理）により、ポイント関連費（対商品取扱高）が0.5ポイント低下。
- ② 物流拠点内の作業効率の向上により、人件費のうち物流関連費（対商品取扱高）が0.3ポイント低下。
- ③ クレジットカード決済に係る代金回収業者変更に伴う経済条件改善により、代金回収手数料（対商品取扱高）が0.3ポイント低下
- ④ 梱包資材（消耗品）の変更等により、その他（対商品取扱高）が0.2ポイント低下。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は49,656百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益率は対商品取扱高（その他商品取扱高除く）比10.7%と前年同期と比較して0.1ポイント低下しております。また、経常利益は49,655百万円（同11.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34,492百万円（同11.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、越境ECモデルでサービスを展開している中国におけるZOZOTOWN事業について見直しを行った結果、撤退することといたしました。これに伴い、固定資産に係る減損損失として81百万円、事業整理損失として218百万円を計上しております。

[表2] 期初計画

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (期初計画)	当連結会計年度 (実績)	計画比
商品取扱高	472,800 (105.0%)	508,876 (110.1%)	7.6%
商品取扱高 (その他商品取扱高除く)	450,400 (100.0%)	462,175 (100.0%)	2.6%
売上高	162,600 (36.1%)	166,199 (36.0%)	2.2%
営業利益	47,800 (10.6%)	49,656 (10.7%)	3.9%
経常利益	47,800 (10.6%)	49,655 (10.7%)	3.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	33,300 (7.4%)	34,492 (7.5%)	3.6%

() 内は商品取扱高 (その他商品取扱高除く) に対する割合です。

2021年4月27日に開示いたしました期初計画に対しては、商品取扱高が7.6%、商品取扱高 (その他商品取扱高除く) が2.6%、売上高が2.2%上回りました。ブランド様からの積極的な在庫投下とプロモーションへの参加が継続した事、TVCMやポイント施策といった集客施策や販促施策の投下が新規会員獲得数、サイト訪問者数ならびに購入者数の底上げに繋がった事が主な要因です。商品取扱高及び売上高の期初計画達成に伴い、同計画比に対して営業利益は3.9%、経常利益は3.9%、親会社株主に帰属する当期純利益は3.6%それぞれ上回りました。

なお、当社グループはEC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、単一セグメント内の各事業区分の業績を以下のとおり示しております。
各事業別の業績は、以下のとおりです。

[表3] 事業別前年同期比

事業別	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			取扱高 前年同期比 (%)	売上高 前年同期比 (%)
	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)		
ZOZOTOWN事業	357,211	85.2	114,292	391,647	77.0	122,976	9.6	7.6
（買取・製造販売）	1,758	0.4	1,757	3,233	0.6	3,175	83.9	80.7
（受託販売）	343,828	82.0	100,970	374,966	73.8	106,591	9.1	5.6
（USED販売）	11,625	2.8	11,564	13,448	2.6	13,209	15.7	14.2
PayPayモール	28,199	6.7	8,218	43,844	8.6	12,769	55.5	55.4
BtoB事業	22,362	5.3	4,264	26,682	5.2	4,945	19.3	16.0
広告事業	—	—	4,121	—	—	6,301	—	52.9
その他除く 小計	407,774	97.2	130,896	462,175	90.8	146,993	13.3	12.3
その他	11,664	2.8	16,506	46,701	9.2	19,206	300.4	16.4
合計	419,438	100.0	147,402	508,876	100.0	166,199	21.3	12.8

① ZOZOTOWN事業

ZOZOTOWN事業は、「買取・製造販売」「受託販売」「USED販売」の3つの事業形態で構成されております。「買取・製造販売」は当社グループが仕入れを行い、在庫リスクを負担し販売を行う事業形態になります。各ブランドからファッション商材を仕入れる形態と、MSP（マルチサイズプラットフォーム）等、当社グループが商材を発注する形態がこちらに該当します。「受託販売」は各ブランドの商品を受託在庫として預かり、受託販売を行っております。「USED販売」は主に個人ユーザー等から中古ファッション商材を買取り、販売を行っております。新品商品購入促進のための付加価値サービスと位置付けております。

当社では、ZOZOTOWN事業を持続的に成長させていくためには「購入者数の拡大」及び「ファッション消費におけるZOZOTOWN利用率上昇」が重要なファクターであると認識しております。そのために、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに取り組んでおります。

なお、ZOZOTOWN事業に係る主なKPIの推移は以下のとおりです。

(ショップ数等)

[表4] ショップ数、ブランド数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ZOZOTOWN出店ショップ数(注)1	1,348	1,404	1,433	1,468	1,488	1,502	1,516	1,510
内) 買取・製造販売	5	5	6	18	20	24	24	24
受託販売	1,343	1,399	1,427	1,450	1,468	1,478	1,492	1,486
ブランド数(注)1、2	7,989	7,953	8,109	8,227	8,490	8,451	8,481	8,433

(注) 1 四半期会計期間末日時点の数値を使用しております。

2 プライベートブランド「ZOZO」及び「マルチサイズ」は含んでおりません。

当連結会計年度に新規出店したショップ数は127ショップ(純増42ショップ)となりました。なお、第4四半期連結会計期間に新規出店したショップ数は23ショップとなりました。主な新規出店ショップは世界的に著名なラグジュアリーコスメブランド「GIVENCHY BEAUTY」、天然由来成分と国産原料にこだわったアイテムを多数取り扱う「THREE」、スキンケアアイテムが人気の韓国発ブランド「VT COSMETICS」、時代の流れに左右されない新しさと強さを兼ね備えたデザインが特徴の「COMME des GARCONS HOMME」です。

(年間購入者数)

[表5] 年間購入者数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入者数 (注)2	8,662,560	8,805,155	9,139,796	9,485,669	9,730,162	9,890,784	10,103,351	10,418,331
(前年同期比)	540,897	578,767	983,540	1,212,066	1,067,602	1,085,629	963,555	932,662
(前四半期比)	388,957	142,595	334,641	345,873	244,493	160,622	212,567	314,980
アクティブ会員数 (注)3	7,223,753	7,434,529	7,773,940	8,137,729	8,367,073	8,507,997	8,711,879	9,043,194
(前年同期比)	666,609	685,517	973,505	1,298,063	1,143,320	1,073,468	937,939	905,465
(前四半期比)	384,087	210,776	339,411	363,789	229,344	140,924	203,882	331,315
ゲスト購入者数	1,438,807	1,370,626	1,365,856	1,347,940	1,363,089	1,382,787	1,391,472	1,375,137
(前年同期比)	△125,712	△106,750	10,035	△85,997	△75,718	12,161	25,616	27,197
(前四半期比)	4,870	△68,181	△4,770	△17,916	15,149	19,698	8,685	△16,335

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 年間購入者数は過去1年以内に1回以上購入したアクティブ会員数とゲスト購入者数の合計です。

3 アクティブ会員数は過去1年以内に1回以上購入した会員数になります。

4 「PayPayモール」の購入者は含んでおりません。

第4四半期連結会計期間において、アクティブ会員数が前年同期比及び前四半期比でそれぞれ増加したことにより、年間購入者数も増加いたしました。アクティブ会員数の順調な増加は、昨年度に新規獲得した会員の定着に加え、2021年5月・9月・11月に実施したZOZOWEEK開催期間ならびに同年6月開始の「夏本セール」、2022年1月に開始した「冬本セール」期間のTVCM放送ならびにWEB上の広告等により、集客を強化したことが要因です。

(年間購入金額及び年間購入点数)

[表6] 年間購入金額、年間購入点数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入金額(全体) (注)1、2、3、4	45,128	44,341	43,809	42,845	42,363	42,343	42,549	42,403
(前年同期比)	△3.8%	△6.7%	△8.0%	△7.9%	△6.1%	△4.5%	△2.9%	△1.0%
(前四半期比)	△3.0%	△1.7%	△1.2%	△2.2%	△1.1%	△0.0%	0.5%	△0.3%
年間購入点数(全体) (注)1、2、3	11.8	11.8	11.7	11.6	11.4	11.5	11.6	11.6
(前年同期比)	4.9%	1.4%	0.1%	△1.8%	△3.6%	△2.0%	△0.7%	0.1%
(前四半期比)	0.4%	△0.6%	△0.5%	△1.2%	△1.3%	1.0%	0.9%	△0.4%
年間購入金額(既存会員) (注)1、2、3、4	52,175	51,523	51,066	50,139	49,257	49,037	49,064	49,254
(前年同期比)	△5.2%	△5.9%	△5.6%	△5.4%	△5.6%	△4.8%	△3.9%	△1.8%
(前四半期比)	△1.6%	△1.2%	△0.9%	△1.8%	△1.8%	△0.4%	0.1%	0.4%
年間購入点数(既存会員) (注)1、2、3	13.6	13.6	13.6	13.5	13.2	13.3	13.4	13.4
(前年同期比)	2.4%	1.5%	2.1%	1.0%	△2.8%	△2.2%	△1.7%	△0.7%
(前四半期比)	1.6%	△0.3%	0.3%	△0.7%	△2.2%	0.3%	0.8%	0.4%

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 アクティブ会員1人当たりの指標となっております。

3 「PayPayモール」の購入者は含んでおりません。

4 円単位となっております。

第4四半期連結会計期間において、全体の年間購入金額が前年同期比及び前四半期比で減少しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大以降、新規会員獲得状況が良好であったため、会員全体に占める新規会員の構成比が上昇した事が要因です。また、既存会員の年間購入金額が前年同期比で減少している要因は、会員歴の浅い既存アクティブ会員の構成比が上昇している事(会員歴の長さに応じて年間購入金額、年間購入点数が高くなる傾向)が主な要因です。全体ならびに既存会員の年間購入点数は前年同期比及び前四半期比で大きな変動はありません。

(平均商品単価等)

[表7] 平均商品単価、平均出荷単価、1注文あたり購入点数、出荷件数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平均商品単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	3,443 △11.8%	3,381 △3.8%	4,301 △4.5%	3,748 △4.1%	3,490 1.4%	3,264 △3.5%	4,167 △3.1%	3,752 0.1%
平均出荷単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	7,409 △11.7%	7,370 △2.1%	8,516 △5.1%	7,991 △3.8%	7,501 1.2%	7,346 △0.3%	8,592 0.9%	7,974 △0.2%
1注文あたり購入点数 (注)1、3 (前年同期比)	2.15 0.1%	2.18 1.8%	1.98 △0.7%	2.13 0.4%	2.15 △0.1%	2.25 3.2%	2.06 4.1%	2.13 △0.3%
出荷件数(注)1、3 (前年同期比)	11,472,548 24.6%	11,011,990 6.4%	11,960,223 18.4%	11,162,186 14.4%	12,085,053 5.3%	11,816,663 7.3%	13,049,762 9.1%	12,800,550 14.7%

(注) 1 四半期会計期間の数値を使用しております。

2 円単位となっております。

3 「PayPayモール」は含んでおりません。

第4四半期連結会計期間の平均商品単価につきましては、前年同期比で増加いたしました。セール比率が減少した事が主な要因です。平均出荷単価については1注文当たりの購入点数が減少した影響を受けて前年同期比で減少しております。

i. 買取・製造販売

当連結会計年度の商品取扱高は3,233百万円(前年同期比83.9%増)、商品取扱高に占める割合は0.6%(前年同期実績0.4%)となりました。売上高は3,175百万円(前年同期比80.7%増)となりました。2022年3月末現在、買取・製造販売のZozotown出店ショップは24ショップ(2021年12月末24ショップ)を運営しております。

ii. 受託販売

当連結会計年度の商品取扱高は374,966百万円(前年同期比9.1%増)、商品取扱高に占める割合は73.8%(前年同期実績82.0%)となりました。売上高(受託販売手数料)は106,591百万円(前年同期比5.6%増)となりました。2022年3月末現在、受託販売のZozotown出店ショップは1,486ショップ(2021年12月末1,492ショップ)を運営しております。

iii. USED販売

当連結会計年度の商品取扱高は13,448百万円（前年同期比15.7%増）、商品取扱高に占める割合は2.6%（前年同期実績2.8%）となりました。売上高は13,209百万円（前年同期比14.2%増）となりました。

② PayPayモール

ヤフー株式が運営するオンラインショッピングモール「PayPayモール」へZOZOTOWNを出店しております。当連結会計年度の商品取扱高は43,844百万円（前年同期比55.5%増）、商品取扱高に占める割合は8.6%（前年同期実績6.7%）となりました。売上高（受託販売手数料）は12,769百万円（前年同期比55.4%増）となりました。

③ BtoB事業

BtoB事業では、ブランドの自社ECサイトの構築及び運営・物流業務を受託しております。当連結会計年度の商品取扱高は26,682百万円（前年同期比19.3%増）、商品取扱高に占める割合は5.2%（前年同期実績5.3%）となりました。売上高（受託販売手数料）は4,945百万円（前年同期比16.0%増）となりました。2022年3月末現在、受託サイト数は42サイト（2021年12月末48サイト）となっております。

④ 広告事業

広告事業は、ZOZOTOWN及びWEARのユーザーリーチ基盤を活用し、主に取引先ブランド各社に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態となります。当連結会計年度の売上高は6,301百万円（前年同期比52.9%増）となりました。

WEARについては、引き続きユーザーの拡大及びコンテンツの拡充に注力しており、2022年3月末時点のアプリダウンロード数は1,600万件を超え、月間利用者数ともに堅調に推移しております。

⑤ その他

その他商品取扱高には、PayPayモールにおけるZOZOTOWN店を除いたファッションカテゴリーストアのうち、ZOZOオプション（当社提案をもとにPayPayモール内で実施する特集企画への参加等の営業支援の恩恵を受ける事が出来るサービス）の契約を結んだストアの流通総額（前第3四半期連結会計期間より計上）、当社連結子会社の自社ECサイトにおける流通総額（前第2四半期連結会計期間より計上）及びZOZOTOWNからオフライン店舗への送客をする仕組み「ZOZOMO」を経由した流通総額（第4四半期連結会計期間より計上）を計上しております。当連結会計年度のその他商品取扱高は46,701百万円（前年同期比300.4%増）、商品取扱高に占める割合は9.2%（前年同期実績2.8%）となりました。その他売上高には、ZOZOTOWN事業に付随した

事業の売上（送料収入、決済手数料収入等）及び前述のその他商品取扱高に関連した売上等が計上されており、当連結会計年度のその他売上高は19,206百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、商品取扱高及びアクセス数の増加に対応するため、物流関連機材の追加やサーバーの増強等を行ったことなどから、その総額は1,336百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、借換を目的として、金融機関から短期借入金による調達を実施しており、短期借入金の当連結会計年度末残高は20,200百万円となりました。

また当社は、当連結会計年度中に第10回新株予約権を発行し、当連結会計年度末までに2,959,000個が権利行使されたことにより、総額11,442百万円の資金調達を行っております。第10回新株予約権の詳細につきましては、「会社の新株予約権等に関する事項 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項」をご参照下さい。

なお、当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け2022年3月に取引銀行3行との間にシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの当面の課題は、①親会社であるZホールディングス㈱との連携深化によるシナジー創出、②ZOZOTOWNのリブランディング、③利益構造の多様化、④フルフィルメント及びECシステム機能強化、⑤システムエンジニアのリソース強化が必要であると考えております。

① 親会社であるZホールディングス㈱との連携深化によるシナジー創出に向けた取り組みの推進

当社グループはZホールディングス㈱のグループ会社となって以降、同社グループ会社との連携を強めてまいりました。今後はLINE㈱をはじめとしたグループ会社間で更なるシナジー効果を最大化できるよう、最大限の取り組みを推進してまいります。

a. ZOZOTOWN PayPayモール店の商品取扱高拡大

2019年12月17日にヤフー㈱が運営する「PayPayモール」へZOZOTOWNを出店いたしました。新たな顧客層の獲得によりZOZOTOWN PayPayモール店の売上は徐々に成長しておりますが、まだ拡大余地が十分にあると認識しております。今後は、ZOZOTOWN PayPayモール店にもZOZOTOWN本店に近い機能の拡充を進め、幅広いユーザー層に対応するECサイトとして商品取扱高の拡大を目指してまいります。

b. 開発リソースの共有

Zホールディングス㈱所属のエンジニアと当社所属のエンジニアの技術力の共有により、開発スピード及び開発クオリティの向上を目指してまいります。

② ZOZOTOWNのリブランディング

当社コアビジネスであるZOZOTOWNにおいては、「MORE FASHION」×「FASHION TECH」をテーマに掲げ、これまで以上にファッションを追求し、ただ売るだけではなく、新しい売り方や顧客体験を創るテクノロジーを使って、よりユーザーにもブランドにも当社ならではの付加価値を与えられるサービスとなるべくリブランディングを図ってまいります。

③ 利益構造の多様化

当社グループは、2021年4月に今後の戦略として、利益構造の多様化を目的とした戦略の3本柱（①「買う」以外のトラフィックも増やす ②「生産支援」に踏み込む ③「技術ライセンス販売」にトライ）を公表しました。

当社が独自に保有する顧客基盤、情報、ノウハウ、技術等の資産を最大限に活用することで収益機会の拡大を目指してまいります。

④ フルフィルメント及びECシステム機能強化

今後見込まれる商品取扱量の増加を視野に入れ、更なる物流キャパシティの拡大、業務効率化の促進を検討してまいります。2023年冬に物流倉庫を増やすことで、物流キャパシティを拡大いたします。また、ECシステムのハード及び機能面に関しましては、ユーザー数の増加及びそれに伴うアクセス数の増加への対応、ユーザビリティ向上のため、適宜強化を図ってまいります。

⑤ システムエンジニアのリソース強化

今後のビジネスの拡張を図る上でシステムエンジニアのリソース強化が重要となります。現状、約400名程度のエンジニアが在籍しておりますが、今後の事業展開を鑑み、開発スピードの向上や新たなテクノロジーを取り入れるべく、エンジニアを増員してまいります。さらに、①-hでも触れたように、親会社であるZホールディングス㈱とのエンジニア等のリソース共有も積極的に行っていく予定です。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第21期	2019年度 第22期	2020年度 第23期	2021年度 第24期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	118,405	125,517	147,402	166,199
経常利益 (百万円)	25,717	27,644	44,386	49,655
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,985	18,804	30,932	34,492
1株当たり当期純利益 (円)	52.20	61.60	101.30	115.02
総資産 (百万円)	78,961	94,186	125,656	127,276
純資産 (百万円)	22,656	34,534	55,507	55,099

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業別	事業内容
ZOZOTOWN事業	<p>ZOZOTOWN事業は買取・製造販売、受託販売、USED販売から構成されております。 (買取・製造販売) 当社グループが仕入れを行い、在庫リスクを負担し販売を行う事業形態であります。 各ブランドからファッション商材を仕入れる形態と、MSP (マルチサイズプラットフォーム) 等、自社在庫を持ちながら販売を行う形態がこちらに該当します。 (受託販売) ZOZOTOWNに各ブランドがテナント形式で出店を行い、出店後の運営管理を行う事業であり、当社グループが各ブランドの商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、販売を行う事業形態です。当事業と買取ショップとの大きな違いは、基本的なマーチャンダイジングをテナント側が実施することと、受託販売形態であるため当社が在庫リスクを負担しないこととあります。当事業に係る売上高は、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。 (USED販売) 個人ユーザー等から中古ファッション商材を買い取り、自社在庫を持ちながら販売を行う二次流通事業形態であります。</p>
PayPayモール	<p>ヤフー(株)が運営するPayPayモールにZOZOTOWNを出店し、商品を販売する事業形態であります。</p>
BtoB事業	<p>アパレルメーカーが独自に運営するECサイトのシステム開発、デザイン制作、物流請負、マーケティング支援など、必要に応じて各種フルフィルメント関連業務を支援するものであります。なお、当事業に係る売上高につきましても、受託ショップと同様、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。</p>
広告事業	<p>ZOZOTOWN及びWEARのユーザーリーチ基盤を活用し、取引先ブランドや当社グループも属するソフトバンクグループ各社等に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態であります。</p>
その他	<p>ZOZOTOWN事業に付随した事業 (有料会員収入、送料収入、決済手数料収入等) であります。 また、PayPayモールにおけるZOZOTOWN店を除いたファッションカテゴリーストアのうち、ZOZOオプション (当社提案をもとにPayPayモール内で実施する特集企画への参加等の営業支援の恩恵を受ける事が出来るサービス)、及び当社連結子会社の自社ECサイトにて商材を販売する事業形態があります。</p>

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
ソフトバンクグループ(株)	238,772百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン(株)	188,798百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
ソフトバンク(株)	204,309百万円	50.1% (50.1%)	通信業
Aホールディングス(株)	100百万円	50.1% (50.1%)	持株会社
Zホールディングス(株)	237,980百万円	50.1% (50.1%)	グループ会社の経営管理、 並びにそれに付随する業務
Zホールディングス中間(株)	1百万円	50.1% (—)	持株会社

(注) 1 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、()内は、間接所有する比率を内数で記載しております。

2 当社の親会社はZホールディングス中間(株)で、同社は当社の株式を152,952,900株(議決権比率50.1%)所有しております。

当社が親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容は以下の通りであります。

当社の少数株主に配慮しつつ両社の企業価値を向上させることの実現に向け、当社との安定的な資本提携関係を構築しながら、当該資本提携を基礎とした業務提携関係による強固な提携関係を構築することを目的として、両社間で資本提携を行うとともに、Zホールディングス(株)のメディアから当社へのユーザー送客、当社によるZホールディングス(株)が運営する「PayPayモール」への出店等、両社のファッションEC事業の拡大・進化に向けた業務提携を行っております。

なお、親会社との取引については「親会社グループとの間の取引の公正維持に関する規程」を定め、当該規程に基づき親会社から独立した意思決定を行い、当社の利益を害することがないように努めております。

また、「グループ間取引審査委員会規程」を定め、親会社グループとの重要な利益相反取引等について審議・検討を行い取締役会へ意見を表明するグループ間取引審査委員会を設置しており、少数株主の利益に配慮した公正性を確保し、多面的な議論を行い決定していることから、当該取引等が当社の利益を害することはないと判断しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ZOZO NEXT	280百万円	100.0%	研究開発

(注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2 2021年10月1日付で㈱ZOZOテクノロジーズよりテクノロジー研究開発以外の全ての事業を分割し、当社へ承継させる会社分割し、㈱ZOZO NEXTに商号変更いたしました。

(8) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

①当社

本社	千葉県千葉市稲毛区
物流センター (ZOZOBASE)	千葉県習志野市、茨城県つくば市

②子会社

㈱ZOZO NEXT	千葉県千葉市稲毛区
------------	-----------

(9) 従業員の状況等 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	1,454名
前連結会計年度末比増減	157名増

(注) 1 従業員数は、正社員、準社員の就業人員であります。

2 従業員数には、臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員3,373名は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,338名	500名増	33.3歳	6.3年

(注) 1 従業員数は、就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員3,355名は含まれておりません。

2 前事業年度末に比べ従業員数が500名増加しておりますが、主として2021年10月1日付で㈱ZOZOテクノロジーズよりテクノロジーの研究開発以外の全ての事業を分割し、当社へ承継させる会社分割をしたことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	17,700百万円
(株)京葉銀行	2,000百万円
(株)関西みらい銀行	500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,287,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 311,644,285株
- (3) 株主数 15,321名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
Zホールディングス中間株式会社	152,952,900株	51.0%
前澤 友作	33,734,300株	11.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,902,600株	7.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,374,300株	2.1%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,741,279株	1.6%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,825,846株	0.9%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,646,947株	0.9%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,515,757株	0.8%
CEP LUX-ORBIS SICAV	2,333,800株	0.8%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO 505002	2,150,772株	0.7%

(注) 1 当社は、自己株式を11,840,467株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

①当事業年度中に交付した株式報酬の内容

当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度であり、対象取締役に割り当てられる譲渡制限付株式は、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた指標の達成度合等に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」であります。

②取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	29,100 株	3 名
社外取締役	－ 株	－ 名
監査役	－ 株	－ 名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、プライム市場への移行に向けた流通株式比率向上及び当社の中長期的な成長に向けた資金調達のために第10回新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	第10回新株予約権
発行決議日	2021年5月24日
新株予約権の数（個）	6,780
新株予約権の目的となる株式の種類と数（株）	普通株式 6,780,000（注）1
新株予約権の払込金額（円）	1株当たり4,614（注）2
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）	—
権利行使期間	2021年6月16日から2023年6月15日まで
行使の条件	（注）6
割当先	BofA 証券株式会社

（注）1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,780,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、下記第（2）号乃至第（5）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（2）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

- (3) 当社が第5項の規定に従って行使価額(第3項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第5項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第5項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第5項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 各本新株予約権の払込金額

金4,614円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4,614円)

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,835円とする。

4 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が3,745円(以下「下限行使価額」といい、第5項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

5 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」

という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式

を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株

予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第4項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 6 その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- 7 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止

が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）又は8営業日（株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則を含む同社の取扱い上の営業日をいう。）後の日のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- 8 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結している第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金4,614円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第3項記載のとおりとし、行使価額は当初3,835円とした。
- 10 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債等であります。
- 11 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は6,780,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正基準：「3 会社の新株予約権等に関する事項 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (注) 4 行使価額の修正」をご参照ください。
 - (3) 行使価額の修正頻度：「3 会社の新株予約権等に関する事項 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (注) 4 行使価額の修正」をご参照ください。
 - (4) 行使価額の下限：「3 会社の新株予約権等に関する事項 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (注) 4 行使価額の修正」をご参照ください。
 - (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は6,780,000株
 - (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：25,422,382,920円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
 - (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする

条項が設けられている。

12 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決め内容
(1) 本スキームの概要

本スキームは本新株予約権の発行と本自己株式取得の組み合わせによるものであり、本自己株式取得によって取得した当社普通株式が、行使価額修正条項付き新株予約権である本新株予約権が行使された際に、本自己株式取得価額よりも高い金額で交付されていくことが想定されています。

当社は、本新株予約権の発行に関して、BofA証券株式会社（以下「割当先」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結しております。

（本新株予約権の行使の指定）

本第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権を割当先に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、割当先は、行使指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合、当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合や行使指定時に当社により割当先に対してなされた表明及び保証が当該期間中に充足されなくなった場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、本第三者割当て契約に定める一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の属する月の直前の月の1ヶ月間（行使指定の属する月は含みません。）又は直前の連続する3ヶ月間（行使指定の属する月は含みません。）における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の1日分を超えないように指定する必要があります。複数回の行使指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない、また、当社による行使指定は本第三者割当て契約に定める一定の条件のもとで行われ、終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等本第三者割当て契約に定める一定の条件が充足されない場合には当社は行使指定を行うことはできず、この場合割当先は行使の義務を負いません。なお、当社は、行使指定を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

（本新株予約権の行使の停止）

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指

定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の行使指定を受けて割当先がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

（本新株予約権の取得に係る請求）

割当先は、行使請求期間（別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間をいい、以下同じです。）の初日（同日を含みます。）から行使請求期間の末日の直前の暦月の応当日（同日を含みます。）の間のいずれかの取引日における終値が2,214円を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます、かかる請求がなされた場合、当社は、3 会社の新株予約権等に関する事項 その他新株予約権等に関する重要な事項 7 本新株予約権の取得 第4項に従い、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の発行要項において、行使請求期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

（本新株予約権の譲渡）

本第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（2）本スキームの選択理由

現状、当社の流通株式比率はプライム市場に上場維持可能な35%を下回る見込みとなっており、当社としては、かかる課題を解決可能な手法を模索していました。本スキームは、固定株主から株式を取得し、当該取得株式数の範囲内で、かつ本新株予約権の行使に対し本自己株式取得価額よりも高い金額で株式を再度交付することで、EPSは増大し、株主還元に資する仕組みとなっています。

もちろん、下記「(本スキームのデメリット・留意点)」記載の注意点はありますが、当社は、上記の点を踏まえ、本スキームの実施に際し、プライム市場への移行を目的とする多様な手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームの実施は、当社のニーズを満たしつつ、かつ既存株主の利益に資する、現時点における最良の選択であると判断しました。

（本スキームの特徴）

- ① 当社のプライム市場への移行への好影響が期待できること。
- ② 当社は、本自己株式取得により、本新株予約権の目的である当社普通株式数6,780,000株よりも大きい数の株式を取得する予定であり、かつ本自己株式取得価額よりも低い金額で株式が交付されることはないため、希薄化が生じることが想定されていないこと。
- ③ 当社株価の推移等により、プライム市場への移行基準日である2021年6月末までに十分な量の本新株予約権が行使されず、当該時点までに流通株式比率が35%を下回る可能性もあるが、その場合であっても、流通株式比率についての計画書を提出し、当該計画書中で将来における流通株式比率上昇の根拠の一つとして本新株予約権に言及することにより、プライム市場への移行との関係で好影響が期待できること。
- ④ 終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、終値が下限行使価額を下回る場合、割当先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ⑤ 将来における事情変更等により、本スキームが目的達成のために不十分となった場合には、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑥ 割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑦ 割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑧ 割当先には、本新株予約権の発行と同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

(本スキームのデメリット・留意点)

- ① 本スキームにおいては、本新株予約権の下限行使価額は高水準に設定されており、少なくとも株価が本日の終値を上回らない限り、本新株予約権の行使が期待できないこと。
- ② 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となり、特に、プライム市場への移行基準日である2021年6月末までに流通株式比率が35%以上となる行使が行われるかは、不透明であること（もっとも、かかる場合であっても、当社は、本新株予約権の発行を加味した流通株式比率についての計画書を提出することで、プライム市場への移行を予定している。）。

- ③ 本新株予約権の行使の指定及びそれに基づく行使は、上述のとおり本第三者割当て契約に定める一定の条件及び制限に服すること。

(本スキームと他の手法との比較)

① 自己株式取得を伴わない他の手法との比較

- i 固定株主等による当社以外の第三者への売却等がなされれば、流通株式比率は上昇するが、各株主による売却等は完全に各株主による意思に委ねられ、当社の意図のみで完結できるものではなく、流通株式比率の向上のために当社が固定株主等に対して単独でとりうる働きかけは、自己株式取得に限られること。
- ii 固定株主等による当社以外の第三者への売却等を行わないことを前提に、自己株式取得も行わずに流通株式比率を向上させるには、株式の発行が必要となるところ、固定株主等からの自己株式取得を伴う場合と異なり、1株当たり利益の希釈化を避けられないこと。

② 自己株式取得を前提とした他の手法との比較

- i 自己株式を取得した後、当該自己株式を公募による処分等により販売する手法も考えられるが、かかる手法による場合、移行基準日である2021年6月末までの実施は困難であり、また、インサイダー取引規制との関係上、かかる公募による処分等と自己株式取得を同時に公表する必要があるが、その場合、本スキームと異なり、自己株式取得における取得価額以上の価額での販売を確保することは実務上困難であり、既存株主に希薄化が生じるリスクは避け難いこと。さらに、公募による自己株式処分は、一括での処分が可能となるが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ii 自己株式を取得した後、本新株予約権の代わりに株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）を発行する手法も考えられるが、MSCBについては、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- iii 自己株式を取得した後、本新株予約権の代わりに他の行使価額修正型の新株予約権を発行する手法も考えられるところ、かかる新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがあるが、本新株予約権の発行では、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、流通株式比率の向上という目的の達成及びより機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が

進まず資金調達が困難となるため、下限行使価額が高い水準に設定されており、かつ株価上昇に伴って行使価額も上昇する本新株予約権の設計は、本質的に行使価額が固定された設計の新株予約権（行使価額が修正されない新株予約権）よりも株主の利益に資すると考えられること。

- iv 自己株式を取得した後、第三者割当てにより当該自己株式を処分する方法も考えられるが、これも公募による自己株式処分と同様に、自己株式取得に係る取得価額よりも高い価額での処分を確保することが実務上困難であり、また、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では当該自己株式の適当な割当先が存在しないこと。
- 13 当社の株券の売買について割当先との間で締結している取決めの内容
該当事項なし
- 14 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結している取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当先であるBofA証券株式会社との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結しておりません。
- 15 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤田 宏太郎	代表取締役社長兼CEO	—
柳澤 孝旨	取締役副社長兼CFO	(株)コロプラ 社外取締役 (株)デジタルホールディングス 社外取締役
廣瀬 文慎	取締役兼COO	(株)ココペリ 社外監査役
川邊 健太郎	取締役	Zホールディングス(株) 代表取締役社長Co-CEO ヤフー(株) 取締役 ソフトバンク(株) 取締役 ソフトバンクグループ(株) 取締役
小澤 隆生	取締役	Zホールディングス(株) 取締役 専務執行役員 ヤフー(株) 取締役 専務執行役員COO (株)出前館 社外取締役 アスクール(株) 社外取締役 (株)一休 取締役会長 PayPay(株) 取締役
小野 光治	取締役	(株)ダイヤモンドヘッズ ディレクター
堀田 和宣	取締役	(株)グッドラック・コーポレーション 代表取締役社長
齋藤 太郎	取締役	(株)dof 代表取締役社長 (株)CARTA HOLDINGS 社外取締役 (株)CC 取締役 フォースタートアップス(株) 社外取締役
五十嵐 弘子	常勤監査役	—
茂田井 純一	監査役	(株)アカウンティング・アシスト 代表取締役 (株)CARTA HOLDINGS 監査役 (株)ビジョン 監査役 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役
宇都宮 純子	監査役	宇都宮・清水・陽来法律事務所（弁護士） ラクスル(株) 社外取締役（監査等委員） 平和不動産(株) 社外取締役 ペプチドリーム(株) 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1 2021年6月25日開催の株主総会において、廣瀬文慎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2 2021年6月25日開催の定時株主総会において、伊藤正裕氏は取締役に退任いたしました。
3 小野光治氏、堀田和宣氏、齋藤太郎氏の3名は、社外取締役であります。なお、当社は小野光治氏、堀田和宣氏、齋藤太郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4 監査役五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏の3名は社外監査役であります。なお、当社は五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5 監査役五十嵐弘子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7 2022年3月31日現在の取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位及び担当
清水 俊明	執行役員 ホスピタリティ本部、人自本部担当
山崎 孝郎	執行役員 マーケティング本部、グループ事業戦略本部、分析本部担当
宮澤 高浩	執行役員 フルフィルメント本部担当、計測事業本部担当
久保田 竜弥	執行役員 生産プラットフォーム本部、開発戦略本部、情報セキュリティ・IT統括本部、品質管理本部、技術本部、基幹システム本部、ZOZOTOWN開発本部、メディア開発本部、生産プラットフォーム開発本部、計測プラットフォーム開発本部、AI R&D推進本部担当
クリスティン・エドマン	執行役員 EC事業本部、カテゴリ推進本部、ZOZOVILLA担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

i. 報酬の目的

取締役の報酬は、固定報酬（現金報酬）と業績連動報酬（現金賞与・株式報酬）で構成されており、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を促し、健全なインセンティブとして機能させることを報酬の目的とし、当社の経営戦略に基づく、短期・中長期の業績の達成及び企業価値の向上に向けた取り組みとその成果に対して報酬を支払うこととしております。

ii. 報酬水準

報酬ベンチマーク企業群を設定した上で、現在だけでなく、将来の役員及びその候補者にとって魅力的であることを前提に、事業上・人材採用上の競合企業と比較して、優秀な人材を確保・維持できるだけの水準と構成を備えるものとしております。

iii. 報酬構成

報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬の割合が固定報酬の割合を上回り、業績連動報酬のうち、現金賞与と株式報酬の割合を半分としております。

a. 現金報酬

固定報酬額は、役位とその職責等に応じ役位とその職責等に応じ決定し、在任期間中に支払うものとしております。

b. 現金賞与（短期インセンティブ報酬）

事業年度毎の短期的な業績目標の達成を意識した業績連動報酬であり、事業の成長性としての商品取扱高と収益性としての連結営業利益を報酬の支給判断基準として設定しております。また、具体的な支給額は単年度計画で定める業績目標の達成度及び役位とその職責等に応じて決定し、在任中に定期的に支払うものとしております。

c. 株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬であり、譲渡制限付株式を交付し、譲渡制限解除割合は3事業年度の当社株価成長率（36社ほどのベンチマーク企業群の株価成長率と比較したもの）及び連結営業利益に応じて決定しております。原則として役位とその職責等に応じた株式数を毎年交付するものとしております。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

v. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

株式報酬については、支給対象の取締役が、譲渡制限期間満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社の取締役の地位を退任した場合その他当該取締役に一定の非違行為等の事由が生じた場合には、当社が、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する旨の条項、並びに譲渡制限解除割合の算定基礎となる数値に誤りがあった場合等一定の事由が発生していたことが判明し当社が相当と認めた場合には、支給対象の取締役から当社に対し、譲渡制限付株式の全部若しくは一部又はこれらに相当する金銭等を無償で返還させる条項を設定する。

また、監査役報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、各監査役の報酬額を、監査役の協議によって決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

業務執行取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬額の限度内で2017年6月27日開催の第19期定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第22回定時株主総会において、株式報酬の額を年額162百万円以内、株式数の上限を年120,000株以内（社外取締役は付与対象

外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第9回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬額に関しては、社外取締役を中心とした指名・報酬諮問委員会で審議し、同委員会の答申を踏まえ取締役会決議により決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式	
取締役	269	165	54	50	7
(うち社外取締役)	(21)	(21)	—	—	(3)
監査役	32	32	—	—	3
(うち社外監査役)	(32)	(32)	—	—	(3)

(注) 1 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人数と相違しているのは、2021年6月25日をもって辞任した取締役1名を含んでおり、無報酬の取締役が2名在籍しているためであります。

2 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、商品取扱高・連結営業利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社グループの事業の成長性・収益性を示す指標として商品取扱高・連結営業利益を重視しているためです。

当事業年度を含む商品取扱高・連結営業利益の実績は1. (1) 事業の経過及びその成果[表1]前年同期比に記載のとおりです。

3 非金銭報酬等として取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及び交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役小野光治氏は㈱ダイヤモンドヘッズのディレクターであります。

なお、㈱ダイヤモンドヘッズと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役堀田和宣氏は㈱グッドラック・コーポレーションの代表取締役社長であります。

なお、㈱グッドラック・コーポレーションと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役齋藤太郎氏は㈱dofの代表取締役社長、㈱CARTA HOLDINGSの社外取締役、㈱CCの取締役、フォースタートアップス㈱の社外取締役であります。

なお、㈱dof、㈱CARTA HOLDINGS、㈱CC、フォースタートアップス㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役茂田井純一氏は㈱アカウンティング・アシストの代表取締役であります。また㈱CARTA HOLDINGS、㈱ビジョンの監査役、gooddaysホールディングス㈱の社外取締役であります。

なお、㈱アカウンティング・アシスト、㈱CARTA HOLDINGS、㈱ビジョン、gooddaysホールディングス㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役宇都宮純子氏は宇都宮・清水・陽来法律事務所の弁護士であります。またラクスル㈱の社外取締役（監査等委員）、平和不動産㈱の社外取締役、ペプチドリーム㈱の社外取締役（監査等委員）であります。

なお、宇都宮・清水・陽来法律事務所、ラクスル㈱、平和不動産㈱、ペプチドリーム㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名（地位）	主な活動状況
小野 光治（取締役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。ファッション業界を中心としたアートディレクション及び企業・製品のブランディング活動で培われた豊富な経験と幅広い知識・見地から適宜発言を行っております。
堀田 和宣（取締役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
齋藤 太郎（取締役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。ブランディングおよびコミュニケーションデザイン活動で培われた豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
五十嵐 弘子（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には19回中、19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
茂田井 純一（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には19回中、19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
宇都宮 純子（監査役）	当事業年度開催の取締役会22回中、22回に出席しております。主に弁護士としての法律・コンプライアンスに関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には19回中、19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小野光治氏は、ファッション業界を中心としたアートディレクション及び企業・製品のブランディング活動で培われた豊富な経験と幅広い知識・見地を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

取締役堀田和宣氏は、ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

取締役齋藤太郎氏は、ブランディングおよびコミュニケーションデザイン活動で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や、その他必要があると判断した場合には、監査役会において、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、会計監査人が以下の各号のいずれかに該当し、かつ適宜に改善が見込まれないと判断したときは、監査役会の決議により当該会計監査人を解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に付議いたします。

- ①会社法又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁の処分を受けた場合
- ②会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合
- ③会計監査人の監査の品質、品質管理、独立性、その他総合的能力等を勘案し、当社の監査を遂行するに不十分又は不適切であると判断した場合
- ④その他必要があると判断した場合

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、当社の取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- ② 法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を当社の取締役及び使用人が通報するための内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、不正行為等を早期に発見し、是正する。ヘルプラインに通報された事項に関しては、コンプライアンス委員会にて調査を行い、是正が必要な行為が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会にて速やかに是正措置及び再発防止策を決定し、実施する。
- ③ 前号の通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑥ 監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、「情報システム管理規程」及び「文書取扱規程」に基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。
- ② 当社の監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理統括責任者は取締役副社長とし、適宜取締役、執行役員、関連部署本部長及びディレクターは「リスク管理規程」に基づき、各種リスクを洗い出し並びに評価を行い、リスクの回避、軽減又は移転に必要な措置を事前に講ずる。
- ②内部監査室は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で裁決が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ②代表取締役社長は、「予算管理規程」に基づき年度経営計画を立案し、取締役会での承認を受け、各部門担当取締役は決定された計画に基づき、各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ③代表取締役社長は、取締役会において年度経営計画の進捗状況について定期的に報告し、取締役会にて当該施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。
- ②内部監査室は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人に対する実効性の確保に関する事項と取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

②監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

②前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

②監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。

③代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

④監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、警察、顧問

弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス委員会規程を整備し、当該規程に基づき、毎四半期に1回委員会を開催し、当社の社会的責任、企業理念、社内規程、法令、その他様々な規制を遵守するための体制の構築、運用を行いました。さらに、必要に応じて臨時的委員会を開催しました。また、通報者の不利益な取扱いを禁止したヘルプライン規程を整備し、法令遵守、不正行為等の未然防止、早期発見を行っております。コンプライアンス委員会、監査役会及び社外弁護士を含む窓口（ヘルプライン）を設置し、社内イントラネットを通じて従業員へ周知し、運用を行っております。また、子会社においても当社コンプライアンス委員会を含む窓口を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化に努めております。

②損失の危機の管理に関する規程その他の体制の運用状況

「リスク管理規程」並びに「情報システム管理規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、運用を行っております。その一環として、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた情報セキュリティ教育研修会を、役職員に対し1回実施しました。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。

④当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の業務の適正を図っております。また、子会社が当社に対し報告、または事前承認を求める事項を定めた決裁権限基準に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議、報告がなされております。

⑤内部監査室に関する運用状況

内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社各部門及び子会社に対して、リスク管理状況並びに業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会並びに監査役会に報告致しました。また、適宜常勤監査役と情報交換を行いました。

⑥監査役の職務執行に関する運用状況

監査役は、取締役会並びに取締役及び執行役員で構成される経営会議への出席や、代表取締役社長との定期的な懇談会のほか、内部監査室の監査結果等を通じて監査の実効性を確保し、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、資本コストを上回る利益を生み出した時、企業価値が増大し、株主の皆様はもちろんのこと全てのステークホルダーに満足いただけたと考えております。株主の皆様への利益還元につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討・実施していくことを基本方針としております。具体的には、自己資本当期純利益率（ROE）30%という水準に配慮したうえで事業の継続的拡大及び発展を実現させるための内部留保を確保し、その水準を超過する部分に関しては、流動性の向上も勘案しつつ、積極的に株主還元してまいり所存でおります。

当社の剰余金の配当については、期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、連結配当性向50%を基準に、期末配当金を1株当たり36円とさせていただくことといたしました。次期の配当につきましては、連結配当性向50%を基準に、1株当たり年間60円を予定しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,211	流動負債	65,694
現金及び預金	63,376	買掛金	299
売掛金	30,502	受託販売預り金	23,471
商品及び製品	1,847	未払金	7,476
原材料及び貯蔵品	22	未払費用	1,086
前渡金	140	短期借入金	20,000
前払費用	3,171	未払法人税等	8,181
短期貸付金	1	未払消費税等	2,516
その他	149	前受金	323
		預り金	196
		賞与引当金	1,650
		役員賞与引当金	54
		その他	437
固定資産	25,707	固定負債	5,480
有形固定資産	11,185	退職給付引当金	3,209
建物	8,006	資産除去債務	2,260
車両運搬具	7	その他	9
工具、器具及び備品	3,165	負債合計	71,174
建設仮勘定	6	(純資産の部)	
無形固定資産	824	株主資本	53,698
商標権	6	資本金	1,359
ソフトウェア	546	資本剰余金	1,457
その他	271	資本準備金	1,328
投資その他の資産	13,696	その他資本剰余金	129
投資有価証券	389	利益剰余金	95,665
関係会社株式	2,604	その他利益剰余金	95,665
関係会社出資金	455	繰越利益剰余金	95,665
敷金	2,963	自己株式	△44,784
長期貸付金	261	評価・換算差額等	23
繰延税金資産	7,283	その他有価証券評価差額金	23
貸倒引当金	△261	新株予約権	22
資産合計	124,918	純資産合計	53,744
		負債純資産合計	124,918

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		164,741
売上原価		9,390
売上総利益		155,350
販売費及び一般管理費		106,568
営業利益		48,782
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	3,030	
為替差益	7	
リサイクル収入	35	
補助金収入	34	
ポイント失効益	43	
関係会社業務支援料	49	
受取賃借料	295	
その他	18	3,517
営業外費用		
支払利息	72	
貸倒引当金繰入額	25	
支払賃借料	278	
支払手数料	21	
投資事業組合運用損	79	477
経常利益		51,822
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	301	
固定資産売却益	0	301
特別損失		
固定資産除売却損	62	62
税引前当期純利益		52,061
法人税、住民税及び事業税	14,310	
法人税等調整額	66	14,376
当期純利益		37,685

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,305	流動負債	66,172
現金及び預金	65,520	買掛金	373
売掛金	30,609	受託販売預り金	23,447
商品及び製品	2,060	未払金	7,215
原材料及び貯蔵品	27	短期借入金	20,200
その他	4,086	未払法人税等	8,259
		賞与引当金	1,726
		役員賞与引当金	59
		事業整理損失引当金	231
		その他	4,657
固定資産	24,971	固定負債	6,005
有形固定資産	11,284	退職給付に係る負債	3,631
建物	8,020	資産除去債務	2,274
車両運搬具	7	その他	98
工具、器具及び備品	3,250	負債合計	72,177
建設仮勘定	6		
無形固定資産	2,621	(純資産の部)	
のれん	1,796	株主資本	55,100
ソフトウェア	546	資本金	1,359
その他	278	資本剰余金	1,457
投資その他の資産	11,065	利益剰余金	97,067
投資有価証券	1,025	自己株式	△44,784
繰延税金資産	7,045	その他の包括利益累計額	△168
その他	3,257	その他有価証券評価差額金	23
貸倒引当金	△261	為替換算調整勘定	79
		退職給付に係る調整累計額	△270
		新株予約権	22
		非支配株主持分	144
		純資産合計	55,099
資産合計	127,276	負債純資産合計	127,276

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		166,199
売上原価		10,026
売上総利益		156,172
販売費及び一般管理費		106,516
営業利益		49,656
営業外収益		
受取利息	11	
受取賃借料	286	
為替差益	3	
業務支援料	17	
リサイクル収入	35	
補助金収入	46	
ポイント失効益	43	
その他	27	473
営業外費用		
支払利息	74	
貸倒引当金繰入額	25	
支払賃借料	273	
支払手数料	21	
投資事業組合運用損	79	474
経常利益		49,655
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
事業整理損失	218	
固定資産除売却損	67	
減損損失	81	368
税金等調整前当期純利益		49,286
法人税、住民税及び事業税	14,499	
法人税等調整額	221	14,720
当期純利益		34,566
非支配株主に帰属する当期純利益		73
親会社株主に帰属する当期純利益		34,492

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社Z0Z0
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 広 瀬 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 糸 井 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Z0Z0の2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ZOZO
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 広 瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桑 井 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZOZOの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZOZO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、グループ間取引審査委員会へ出席するとともに、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

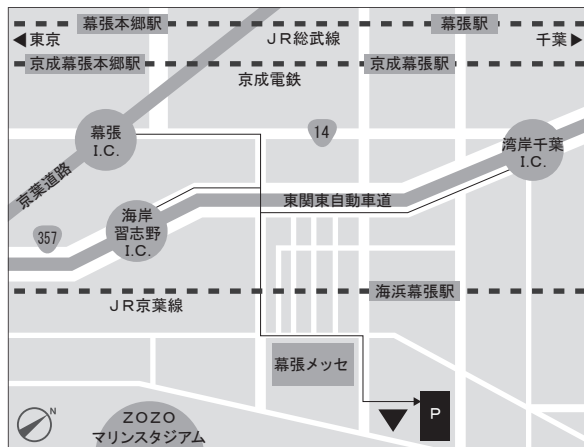
株式会社 ZOZO 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 五十嵐 弘 子（印）

社外監査役 茂田井 純 一（印）

社外監査役 宇都宮 純 子（印）

会場ご案内

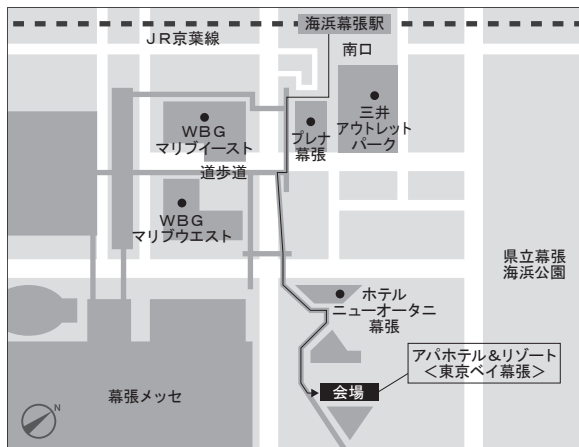


お車でご来場の方

東京方面より東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」下車から約10分

千葉方面より東関東自動車道「湾岸千葉I.C.」下車から約8分

京葉道路「幕張I.C.」下車から約12分



公共交通機関でご来場の方

〔最寄駅〕JR京葉線「海浜幕張駅」から徒歩7分

「海浜幕張駅」までの所要時間

東京駅ー海浜幕張駅：JR京葉線快速で約30分

JR総武線幕張本郷駅ー海浜幕張駅：京成バスで約15分

京成幕張本郷駅ー海浜幕張駅：京成バスで約15分



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3092/>



Provided by TAKARA Printing